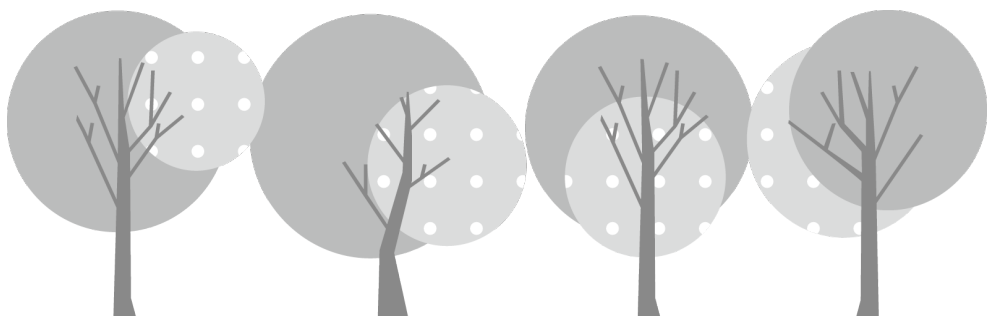


第4章



第4章 障害者計画の施策体系

1 施策体系

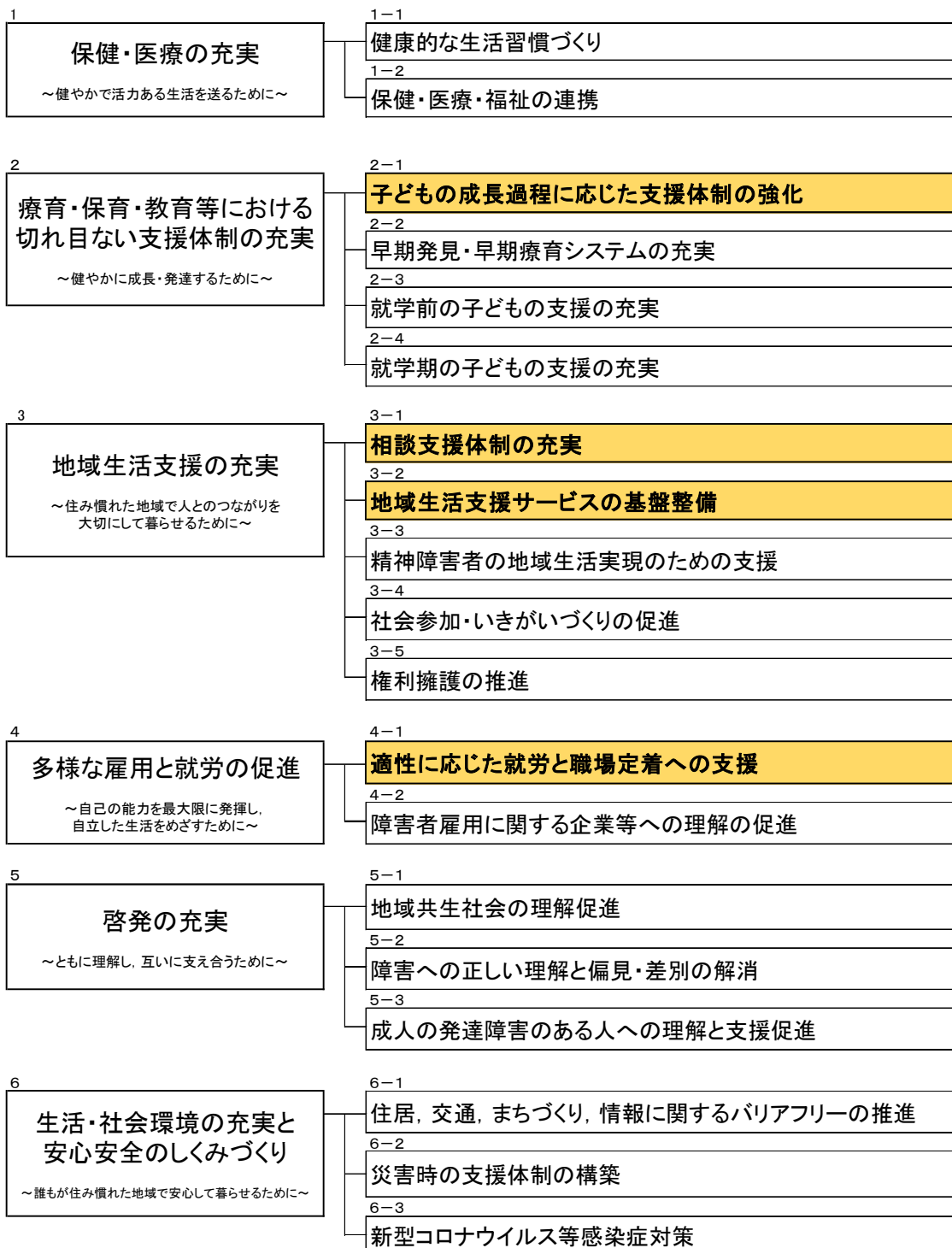
<基本理念>

<施策区分>

<施策>

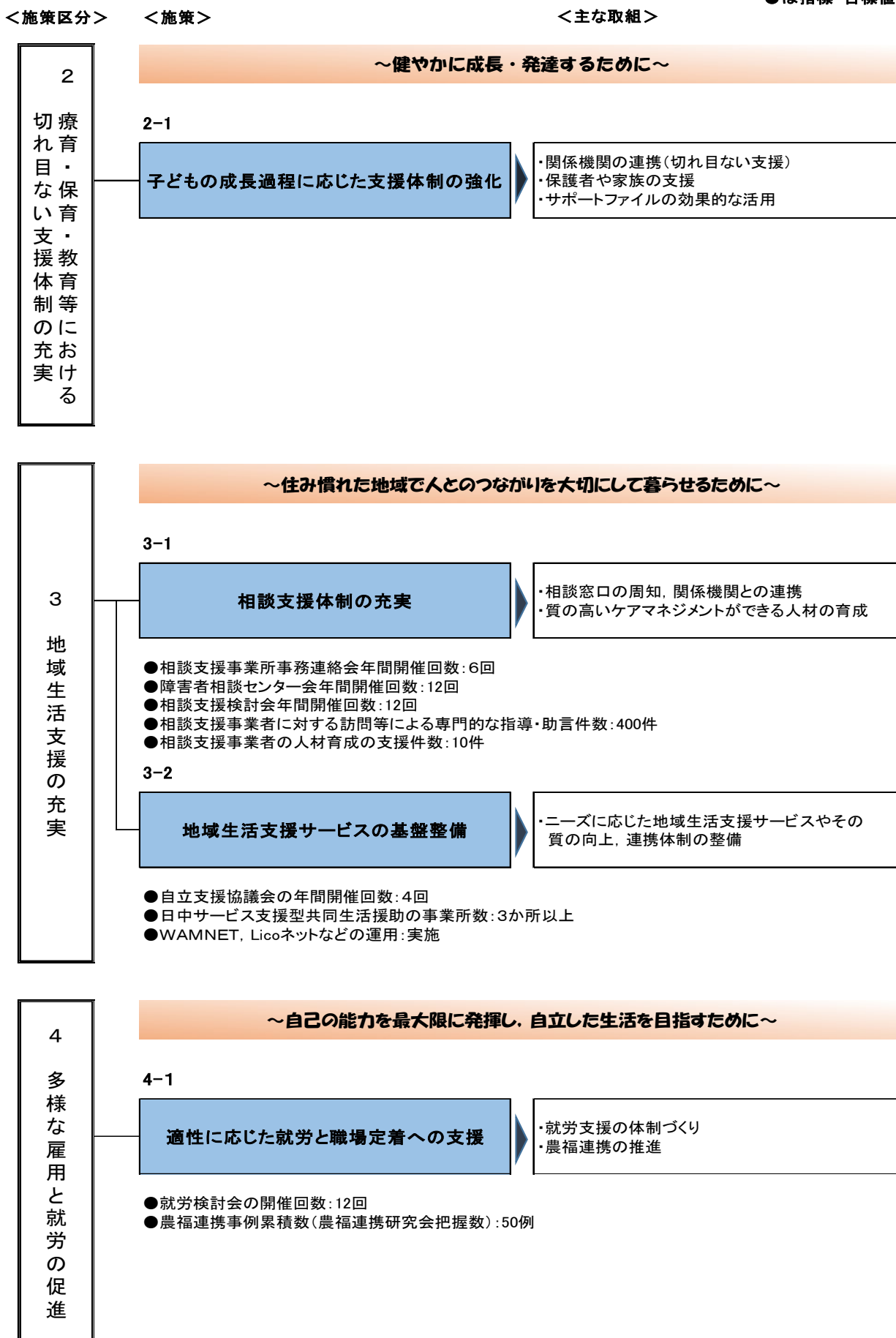
障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

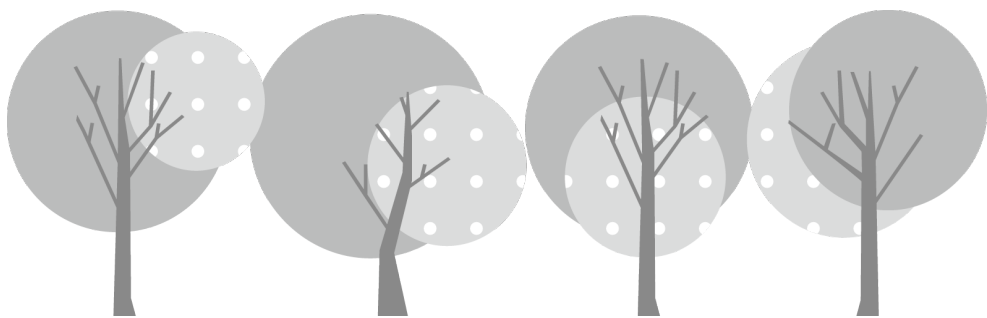
ライフステージに沿った夢や希望の実現
全ての人が共生できる地域社会の実現



2 重点施策の概要

●は指標・目標値





第5章

第5章 具体的施策

1 保健・医療の充実

～健やかで活力ある生活を送るために～

障害の原因となる疾病予防のための健康づくりの取組を進めるとともに、障害児・者一人ひとりの状況に応じた適切な保健・医療サービスが提供されるよう保健医療の充実を図ります。



1-1 健康的な生活習慣づくり

【現状と課題】

本市では、健康づくりに取り組んでいる人の割合を増やすことを目標に、関係機関の支援者に本市の健康づくり事業等を周知・啓発することで、支援者から障害のある人に健康づくり情報が届き、健康増進や生活習慣の改善ができるように取り組んできました。

しかし、令和2年度に実施した精神分野意見交換会(書面)によると健康づくりの取組の必要性が、関係機関の支援者に、十分に周知されているとは言えない状況がありました。障害の有無にかかわらず、健康の保持増進に取り組むことができるよう、今後さらに関係機関への周知・啓発を強化していく必要があります。

【今後の方向性】

- 健康的な生活習慣づくりの必要性やいきいき健康チャレンジ事業※等の健康づくり情報を、障害福祉サービス事業所等関係機関の支援者に、計画的に周知・啓発します。
- 医療保険者との協働により、健診結果を活用した健康づくりに取り組みます。

【事業等】

- 各種健康診査(健康増進課・保険医療課)
- いきいき健康チャレンジ(健康増進課)
- 保健指導(健康増進課・保険医療課)
- 健康講座(健康増進課)
- 関係機関への研修等(障がい福祉課・健康増進課)

1-2 保健・医療・福祉の連携

【難病患者(小児慢性特定疾病児童等を含む)への相談窓口周知と個別支援の充実】

【現状と課題】

特定医療費(指定難病)の対象疾病数は、現在 333 疾病となっています。

本市では、特定医療費(指定難病)支給認定の新規申請をする人やその家族全数に、面接や電話にて療養相談を実施し、難病患者やその家族が必要な支援につながるための調整や助言をしています。また保健師、理学療法士、難病相談支援員の多職種で相談体制をとり、療養上の支援ニーズが多岐にわたる神経・筋疾患の患者やその家族を中心に、訪問等の個別支援を実施しています。

平成 29 年度からは保健、医療、福祉、就労等の様々な関係機関の委員で構成した難病対策地域協議会を設置し、難病患者が住み慣れた地域で生活していくための支援体制の構築を目指して、課題について情報の共有等を行っています。また、介護支援専門員等の援助技術向上を目的に、専門医を交えた学習会や事例検討会を実施しており、今後も支援の質を向上させる取組が必要です。

小児慢性特定疾病児童等への支援については、平成 27 年度から、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を NPO 法人高知県難病団体連絡協議会に委託し、ピアカウンセリングや交流会開催による相談支援を実施していますが、引き続き事業の周知を図り、支援を必要とする人へのサポートを充実させていくことが必要です。

【今後の方向性】

○難病患者やその家族が、必要な支援につながることや、個々の状況に応じたきめ細かな支援を受けることができるよう、保健所と関係機関との連携を強化し、相談支援機能の充実を図ります。

○保健、医療、福祉、就労等多岐にわたるニーズに対して、様々な相談機関がお互いの役割を理解しながら連携することで、適切な相談窓口の周知を行います。

○小児慢性特定疾病については、関係機関とも連携し、相談支援に関する情報提供や疾病についての理解を深めるための周知啓発を強化していくとともに、

相談体制の充実を図ります。

【事業等】

- ・難病患者の療養相談，個別支援（健康増進課）
- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（子育て給付課）

【指標・目標】

指標名	現状	目標
専門医の入った支援者向け研修会等の実施回数	3回/年	4回/年

（注）【指標・目標】の「現状」については，記載がない限り，令和元年度の実績を記載しています。



【障害児・者の歯科保健体制の充実】

【現状と課題】

本市では、本人や家族、関係者の歯科保健に関する意識の向上のために、口腔保健支援センターが、関係各課や関係機関と連携して啓発や支援を行っています。

歯科健診や学習会を通じて、乳幼児期からの口腔衛生習慣の確立、予防的意識の向上、口の機能に応じた食べ方等について啓発しています。

また、必要に応じて実施している歯科訪問や相談では、個別の状況に応じた歯科治療へのつながりや日常の口腔ケアの助言、食べ方支援等を行っています。

【今後の方向性】

- 口腔保健支援センターでは、障害のある子どもの乳幼児期からの歯科保健に関する支援を、関係各課や関係機関を通じて行います。
- 障害のある人や子どもが専門歯科医療機関のみでなく、身近な地域の歯科医療機関にも受診できるよう、口腔保健支援センターを中心に歯科医療機関等と連携して取り組みます。

【事業等】

- 口腔保健支援センター（健康増進課）



【医療的ケア^{*}児及び重度の障害のある子どもとその家族への支援】

【現状と課題】

医療的ケア児及び重度の障害のある子どもや家族への支援は、その心身の状況に応じた適切な保健・医療・福祉その他の各関連分野の切れ目ない支援を受けられるよう、支援体制の整備等が必要です。そのため、本市では、令和元年度から「高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会」を設置し、実態やニーズの把握と整理を進めています。（下表）

令和2年度の支援検討会では、医療的ケア児とその家族に対するアンケート調査を行い、在宅福祉サービス等の充実、相談窓口の整備、必要な情報（制度やサービス等）の周知、本人の居場所への支援、医療的ケアを行う家族への支援、災害時における支援がニーズとして挙がりました。今後は、挙げたニーズに対して、各関係機関と連携し必要な支援を検討します。

年度	開催日	概要
令和元年度	令和2年1月9日 (第1回)	・医療的ケア・医療的ケア児の定義について ・高知市における医療的ケア児の現状と課題について
令和2年度	令和2年7月30日 (第1回)	・高知県/高知市の医療的ケア児の実態調査(アンケート調査等)に向けて
	令和2年10月28日 (第2回)	・高知県/高知市の医療的ケア児の実態調査(アンケート調査等)の結果報告 ・調査結果からみる高知市の課題について

【今後の方向性】

- 今後も、「高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会」を定期的に開催し、各関係機関と連携して必要な支援を検討します。
- 医療的ケア児及び重度の障害のある子どもとその家族への支援の充実を図ります。

具体的には、医療的ケアを行う家族の介護負担の軽減等を目的としたサービスの充実を図ります。また、子どもや家族のニーズをトータルにサポートし、各機関と連携していくためのコーディネーターの配置について検討します。

【事業等】

- 高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会（子ども育成課・母子保健課・保育幼稚園課・障がい福祉課・教育研究所）
- 高知市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業※（障がい福祉課）
- 医療的ケア児通園支援事業（保育幼稚園課）
- 「高知市立学校における医療的ケア実施要綱」に基づく支援（教育研究所）
- 医療的ケア児等コーディネーター※の配置に関する検討（障がい福祉課）
- 医療的ケア児等コーディネーターの機能等の検討（子ども育成課・母子保健課・保育幼稚園課・障がい福祉課・教育研究所）

【指標・目標】

指標名	現状	目標
高知市重症心身障害児（者）等 在宅レスパイト事業 利用人数/利用延べ回数	令和2年度 0名/0回	10 名/60 回
医療的ケア児等コーディネーター	令和2年度 配置なし	配置あり

2 療育・保育・教育等における切れ目ない支援体制の充実 ～健やかに成長・発達するために～

本市では、特別な支援を必要とする子どもや障害のある子ども、その家族への支援に関する様々な事業に取り組んできました。

子どもや子育てをめぐる環境は年々多様化しており、それに伴い子どもや家族のニーズも複雑になっている状況にあります。また、子どもや家族を支援する機関も増えているため、情報の共有や支援の方向性の統一等の課題に喫緊に対応する必要があります。

そのため、本市ではこれまでの事業をさらに充実させ、各関係機関が手を取り合い、子どもや家族を切れ目なく支えていく仕組みの構築に努めます。



一貫した切れ目ない支援

出生 0歳～ 6歳～ 12歳～ 15歳～ 18歳～ 20歳～

保健

○赤ちゃん誕生おめでとう訪問
(新生児・乳児全戸訪問)
○乳児一般健康診査
○予防接種等



○1歳6か月児健診
○3歳児健診

○育児相談(0歳～)・妊産婦・子育て相談はぐくみ(妊娠期～乳幼児期)

【子ども発達支援センター】

○発達相談
○早期療育教室
○親子通園施設「ひまわり園」等



保育所・幼稚園等

○園庭開放・子育て相談
○特別支援担当保育士の配置
○医療的ケア児通園支援事業

○就学時健康診断(年長時)

【特別支援学校】
○幼稚部

教育

【公立小・中学校】

○特別支援教育支援員の配置
○校内支援体制整備
(特別支援教育学校コーディネーター、
個別的教育支援計画及び個別の指導
計画の作成等)
○「高知市立学校における医療的ケア
実施要綱」に基づく支援

【高等学校】

【大学・専門学校等】



【特別支援学校】

○特別支援学校進路相談会(高校2年時～)

○放課後児童クラブ
○放課後子供教室



○就学相談・教育相談(移行支援含む)



○障害児長期休暇支援事業
○障害児放課後等支援事業(高知市立高知特別支援学校, 附属特別支援学校)

○障害児通所支援(児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援・放課後等デイサービス)

就 労

○訓練等給付
(就労移行支援・就労定着支援
就労継続支援A型・B型・機能訓練
生活訓練・グループホーム・自立生活援助)



福祉

○手帳交付(身体・療育・精神)

○手当(障害児福祉手当・特別児童扶養手当・高知県重度心身障害児療育手当・児童扶養手当)

○心身障害者扶養共済制度

○特別障害者手当

○医療費(未熟児養育医療費・小児慢性特定疾病医療費・特定医療費(指定難病)・自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)・福祉医療)

○自立支援医療費(更生医療)

○地域生活支援事業(日中一時支援事業・移動支援事業・地域活動支援センター等)

○高知市重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業



○基幹相談支援センター・障害者相談センター・指定相談支援事業所

○サポートファイル

医療・関係機関・その他

○医療機関(訪問診療等含む)
○高知県立療育福祉センター
○高知県立精神保健福祉センター
○高知県中央児童相談所
○高知障害者就業・生活支援センター



2-1 子どもの成長過程に応じた支援体制の強化

重点施策

【現状と課題】

子どもの成長過程や発達の特性に応じた支援が適切に受けられるために、関係機関の連携による一貫した支援体制が求められています。また、保護者に対し、支援に関するサービスや就園・就学等に関する情報をタイムリーに伝えていくことも必要です。

これまでの取組として、乳児期から複数の機関が支援をするため、切れ目なく一貫した支援が受けられるよう、医療機関とのカンファレンス等支援体制を整えてきました。また、保護者と支援者等が子どもの情報を共有できるよう、サポートファイルの利用を進めてきました。

しかし、令和2年度に実施した保護者の意見交換会では、サポートファイルを積極的に活用している子どもがいる一方で、記入に時間を要し、持ち運びが負担であるとの意見も聞かれ、現状として十分な活用に至っていないことが分かりました。

そのため、今後は現行のサポートファイルの改善を図るとともに、国のデジタル化の動向も踏まえ、より活用しやすいツールの導入についても検討をし、サポートファイルの利便性を高めるよう努めます。

【今後の方向性】

- 関係機関が連携し、乳幼児期の発達支援を継続して行います。
- 障害福祉サービスの充実においては、基幹相談支援センターを中心に、指定障害児相談支援事業所、障害者相談センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の連携体制づくりに努めます。
- 支援に携わる保育所等や学校、事業所等関係機関の連携を強化します。
- 相談窓口や必要な情報の周知のあり方を検討します。
- 利便性を高める観点から、サポートファイルのあり方を検討します。

【事業等】

- 関係機関の連携（子ども育成課・母子保健課・保育幼稚園課・障がい福祉課・教育研究所）
- 基幹型相談支援センター（障がい福祉課）
- 相談窓口や必要な情報の周知のあり方の検討（子ども育成課・母子保健課・保育幼稚園課・障がい福祉課・教育研究所）
- サポートファイル等，情報共有のためのツールのあり方の検討（子ども育成課・母子保健課・保育幼稚園課・障がい福祉課・教育研究所）



2-2 早期発見・早期療育システムの充実

【現状と課題】

早期に障害を発見し、治療や成長過程に応じた適切な支援を子どもやその保護者に行うために、1歳6か月児健診と3歳児健診を実施しています。今後も受診率を向上させ、早期発見の機会を拡大していく必要があります。

幼児健診でフォローが必要となった子どもには、早期療育教室等で発達支援を行い、保育所等とも連携し、継続して適切な支援を受けることができるように取り組んでいます。

【今後の方向性】

- 早期発見・早期療育に向けて、1歳6か月児健診と3歳児健診の受診機会を確保するため、保育所等との連携、幼児健診受診促進事業を活用した受診勧奨を行います。発達支援が必要な子どもは、子ども発達支援センターや医療機関等の紹介を行い、早期の支援につなぎます。
- 子ども発達支援センターの早期療育教室や親子通園施設ひまわり園の事業を通して、早期療育に対する理解の促進や、発達に心配のある子どもと保護者に対しての相談・発達支援を継続して行います。
- 発達支援が必要な子どもは、子ども発達支援センターの支援を通して、児童発達支援サービス等へのスムーズな移行を目指します。

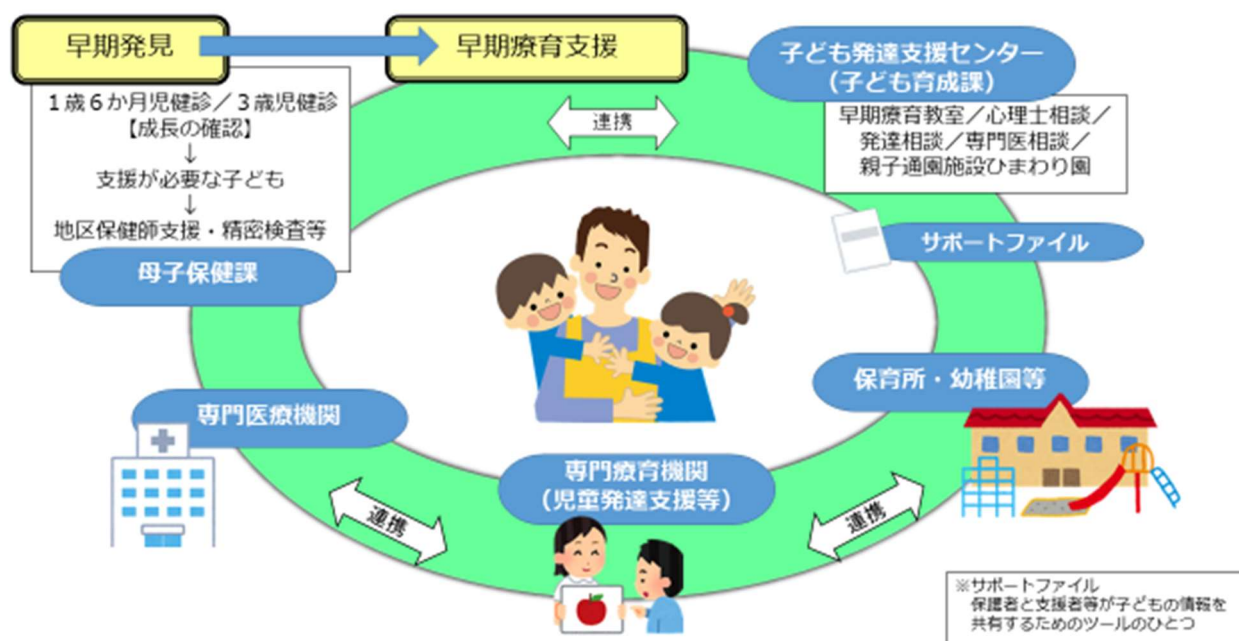
【事業等】

- 1歳6か月児健診・3歳児健診(母子保健課)
- 早期療育教室(子ども育成課)
- 専門医相談(子ども育成課)
- 心理士相談(子ども育成課)
- 親子通園施設ひまわり園(子ども育成課)

【指標・目標】

指標名	現状	目標
1歳6か月児健診受診率	95.3%	98%
3歳児健診受診率	93.7%	95%

早期発見・早期療育支援体制



2-3 就学前の子どもの支援の充実

【現状と課題】

保育所等における特別な支援を必要とする子どもの支援体制は整いつつありますが、児童発達支援事業所及び利用者ともに年々増加しており、それぞれの子どものニーズにあった支援を提供するために、支援者の資質の向上が必要です。

【今後の方向性】

- 支援が必要な子どもには、特別支援担当保育士の配置を行い、支援体制を整えます。
- 特別支援保育に関する相談支援や研修を通して、保育の質の向上に努めます。
- 特別な支援を必要とする年長児の就学相談を実施し、就学先への引継ぎの充実に取り組みます。
- 基幹相談支援センターを中心に、指定障害児相談支援事業所、障害者相談センター、児童発達支援事業所の連携体制づくりに努め、事業所職員の育成及びサービスの質の向上を図ります。

【事業等】

- 特別支援担当保育士・特別支援加配保育士の配置（保育幼稚園課）
- 特別支援巡回相談等、特別支援保育に関する相談支援（保育幼稚園課）
- 特別支援保育に関する研修会（保育幼稚園課）
- 就学相談（教育研究所）
- 就学への移行支援（教育研究所）
- 基幹相談支援センター（障がい福祉課）
- 障害児通所給付（障がい福祉課）

2-4 就学期の子どもの支援の充実

【現状と課題】

就学相談を実施した全ての年長児は、在籍園や就学先で保護者とともに各個別計画（保育所等は「個別移行支援計画」、学校は「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」）を作成し、引き継ぐことで合理的配慮の提供に努めています。

近年、特別な支援を必要とする児童生徒の増加傾向から、課題が多様化しており、校内支援体制の充実と教員の専門性を高めていく必要があります。

放課後児童クラブでは、特別な支援を必要とする子どもを支援するため、必要に応じた支援員を配置し、研修等を通じて過ごしやすい環境を工夫しています。

また、放課後や長期休暇時に利用できる福祉サービスにおいては、支援内容の充実や事業所職員の資質の向上が求められています。また、卒業後の進路に向けては、環境の変化にあわせた、きめ細やかな支援体制が必要です。

【今後の方向性】

- 今後も保育所等と連携し、「個別移行支援計画」をもとに、就学先への引継ぎの充実に取り組みます。
- 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、合理的配慮の提供に努めます。
- 職員に対する研修会及び担当者会を通じて、学校内での支援体制の充実や必要な情報の発信、合理的配慮の提供に取り組みます。
- 通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒への知能検査等の実施、保護者や教員への教育相談に対応します。
- 放課後児童クラブでは、子どもの特性を深く理解し、適切な支援が行えるよう、研修や相談を通じて、支援員の資質向上を目指します。
- 障害のある子どもに充実した福祉サービスを提供するために、関係機関との連携を通じて、サービスの質の向上を図ります。
- 卒業しても支援が途切れることがないように、体制づくりを強化します。

【事業等】

- 教育相談・就学相談(教育研究所)
- 高知市立学校教職員研修(教育研究所)
- 特別支援学校, 特別支援学級, 通級による指導(教育研究所)
- 特別支援教育支援員配置事業(学校教育課)
- 特別支援学級サポート事業(教育研究所)
- 特別支援教育相談充実事業(教育研究所)
- 放課後児童クラブ(子ども育成課)
- 基幹相談支援センター(障がい福祉課)
- 障害児通所給付(障がい福祉課)
- 日中一時支援事業(障がい福祉課)
- 短期入所事業(障がい福祉課)
- 障害児放課後等支援事業(障がい福祉課)
- 障害児長期休暇支援事業(障がい福祉課)
- 特別支援学校進路相談会(障がい福祉課)
- 就労アセスメント※(障がい福祉課)
- 自立支援協議会・相談支援検討会(障がい福祉課)

【指標・目標】

指標名	現状	目標
「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率(通常の学級における発達障害等の診断・判断がある児童生徒を対象)	約 91%	95%以上

3 地域生活支援の充実

～住み慣れた地域で人とのつながいを

大切にして暮らせるために～

障害のある人や子どもが生活に必要なサービスを使いながら、地域社会の一員として住み慣れた地域で自分らしい生活を営むことができるような基盤を整備します。



3-1 相談支援体制の充実

重点施策

【現状と課題】

障害のある人やその家族は多様なニーズを抱えており、的確な相談支援の実施には熟練したアセスメント力に加え、多機関とのネットワークが必要です。また、相談窓口を分かりやすくするとともに、必要な情報を得やすくすることも大切です。

本市では、地域の相談窓口である障害者相談センター、サービス利用者のマネジメント機関である指定相談支援事業所、相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの3層の相談支援体制が整備されました。それぞれの機関で構成される相談支援検討会を立ち上げ、課題を解決できる検討の場を設けています。

これらの取組を強化し、引き続き障害のある人への相談支援体制の充実に取り組む必要があります。

【今後の方向性】

- 障害のある人やその家族が相談できる窓口について周知するとともに、関係機関との連携を強化します。
- 質の高いケアマネジメントが提供できる人材の育成のため、基幹相談支援センターを中心に、障害者相談センター・指定相談支援事業所等と連携し、研修の企画・運営を行います。

【事業等】

- 基幹相談支援センター(障がい福祉課)
- 障害者相談センター・指定相談支援事業所(障がい福祉課)
- 自立支援協議会・相談支援検討会(障がい福祉課)
- 精神保健福祉相談(健康増進課)

【指標・目標】

指標名	現状	目標
相談支援事業所事務連絡会年間開催回数	6 回	6 回
障害者相談センター会年間開催回数	9 回	12 回
相談支援検討会年間開催回数	5 回	12 回
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 (基幹相談支援センターによる同行訪問・担当者会議・助言等)	173 件	400 件
相談支援事業者の人材育成の支援件数 (基幹相談支援センターによる勉強会・研修会・プラン点検等)	2 件	10 件



高知市の相談支援体制

基幹相談支援センター設置

障害者相談支援事業

- 4 地域に障害者相談センター（委託）
- 地域の総合相談窓口

指定相談支援事業所

- R2.10現在37事業所
- サービス利用者の計画作成業務

【開設】基幹相談支援センター

（平成31年度障がい福祉課直営）

- 重点① 地域の相談支援体制の強化（人材育成・困難ケース支援）
- 重点② 地域ネットワークの構築
- 重点③ 自立支援協議会・各検討会の事務局
- 権利擁護/虐待防止センター
- 地域移行・地域定着
- その他

北部地域

障害者相談センター

北部
総合相談窓口

指定相談支援事業所
（特定・障害児・一般）

利用計画作成業務

西部地域

障害者相談センター

西部
総合相談窓口

指定相談支援事業所
（特定・障害児・一般）

利用計画作成業務

障がい福祉課

基幹相談支援センター

庁内関係課

障害者相談センター

東部
総合相談窓口

東部地域

障害者相談センター

南部
総合相談窓口

指定相談支援事業所
（特定・障害児・一般）

利用計画作成業務

指定相談支援事業所
（特定・障害児・一般）

利用計画作成業務

指定相談支援事業所
（特定・障害児・一般）

南部地域

高知市自立支援協議会

3-2 地域生活支援サービスの基盤整備

重点施策

【現状と課題】

ニーズ調査では、「在宅サービスの充実」や「グループホーム/入所施設の充実」を望む声が聞かれました。

障害福祉サービス等については、障害児通所支援や就労継続支援B型などで指定事業所が増え、定員も増加しています。一方、医療的ケアや強度行動障害等の重度の障害児者を支える通所サービスや短期入所において定員は横ばいで、ニーズに対応できない現状もあります。また、障害者支援施設においても、入所者の「重度化・高齢化」が顕著となっているため、今後はより専門性のある人材の育成が必要です。

共同生活援助(グループホーム)については、夜間の支援体制が必要な方や重度障害のある人の受け入れについて強みがあり、かつ短期入所を併設した日中サービス支援型共同生活援助事業所を2か所指定しました。

今後も多様なニーズに対応した事業所をバランスよく整備するとともに、サービスの質の向上への取組が求められます。

【今後の方向性】

- 自立支援協議会を中心に地域生活支援拠点の協議を行い、「重度化・高齢化」、「親亡き後」等の多様なニーズに応じ、入所や在宅を問わず全ての地域生活支援サービスやその質の向上、連携体制の基盤を整備します。特に整備が困難なサービスについては、社会福祉施設等施設整備補助金を活用します。
- 障害のある人が適切なサービスを選択できるよう、インターネットで事業所の情報公表制度(WAMNET)が運用されており、引き続き情報公表に努めます。
- 本人や家族に対して苦情等の窓口の周知を図り、必要時に相談できる体制を整備するとともに、適正な運営がなされるよう、事業所に対し定期的な実地指導を実施します。

【事業等】

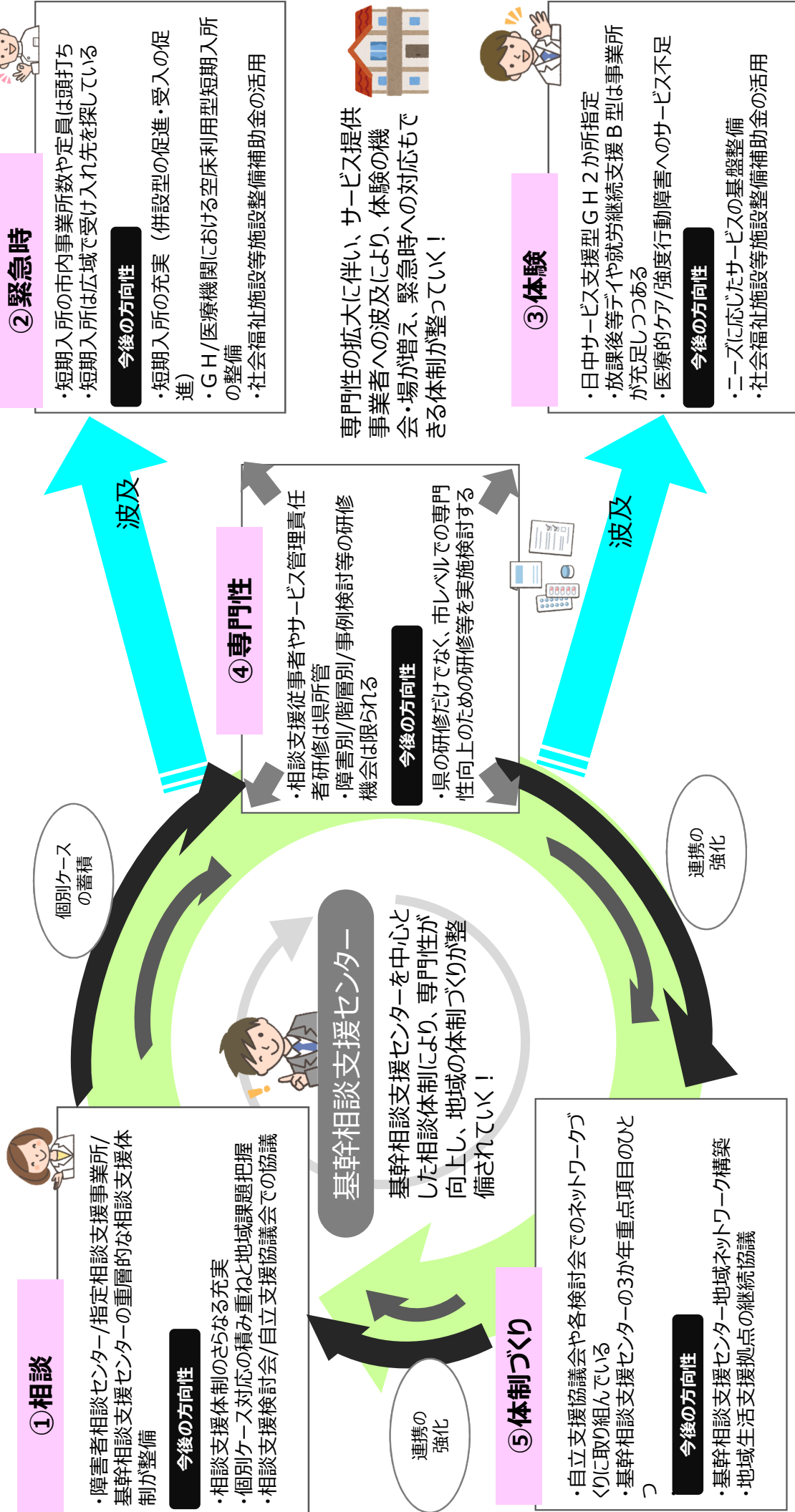
- 介護給付/訓練等給付/障害児等通所給付/地域生活支援事業(障がい福祉課)
- 自立支援協議会(障がい福祉課)
- 社会福祉施設等施設整備補助金(障がい福祉課)
- 障害福祉サービスに係る苦情相談窓口(各事業所・障がい福祉課)
- 指定障害福祉サービス事業者等に係る実地指導(指導監査課)

【指標・目標】

指標名	現状	目標
自立支援協議会の年間開催回数	4回	4回
日中サービス支援型共同生活援助の事業所数	2か所	3か所以上
WAMNET, Licoネットなどの運用	実施	実施



相談支援体制を中心とした高知市地域生活支援拠点イメージ（面的整備型）



3-3 精神障害者の地域生活実現のための支援

【現状と課題】

本市では、平成 27 年度から入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進する取組を進めてきました。

それによって、地域の保健、医療、福祉等関係者のネットワークは確立してきており、また精神障害当事者のピアサポーターと協働した地域移行・地域定着支援の仕組みはできてきました。誰もが地域で安心して自分らしく暮らすことのできる高知市の実現に向けて、今後も関係者とともに精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要があります。

平成 30 年度の精神保健福祉資料(630 調査)によると、入院患者の 64%が 65 歳以上でした。また、入院患者には生活保護受給者も一定数含まれていることから、高齢者の支援機関や市内の関係部署との連携が重要です。

【今後の方向性】

- 協議の場(精神障害者地域移行代表者会議、精神障害者地域移行戦略会議、精神障害者地域移行支援者会議)では、精神障害者や家族、保健・医療・福祉関係者らと、個別事例への支援を通してとらえた地域課題について検討していくことで地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- 高齢者の支援機関や市内の関係部署との連携をさらに強化することで、地域生活へ移行する人を増やします。
- ピアサポーターと協働した地域移行・地域定着支援を促進するために、ピアサポーターの養成や育成、ピアサポーターの一般相談支援事業所等への雇用促進に取り組みます。

【事業等】

- 精神保健福祉相談(健康増進課)
- 精神障害者地域移行促進事業(健康増進課)
- 地域移行・地域定着支援(障がい福祉課)
- 高知市ピアサポーター養成・育成(健康増進課)

【指標・目標】

指標名	現状	目標
協議の場の年間開催回数	8回	8回
協議の場への関係者の 延べ参加者数	144 人	144 人
地域移行支援個別給付数 (精神のみ)	38 件 (平成 29～令和元年度)	60 件 (令和3～5年度)
地域定着支援個別給付数 (精神のみ)	22 件 (平成 29～令和元年度)	40 件 (令和3～5年度)



3-4 社会参加・いきがいきづくりの促進

【現状と課題】

本市では、障害のある人が様々なかたちで社会参加ができ、地域で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるような地域社会を目指しています。

外出に支援を要する人に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動のための外出等を目的とした移動支援事業を実施し、視覚障害者生活訓練においては、福祉機器の操作や活用方法の支援や個々のニーズに応じた歩行訓練を実施しており、引き続き障害のある人のニーズに応じた支援を実施する必要があります。

社会参加促進事業では、文化的な素養を高めることや学習、人と交流する機会づくり等を目的として、IT講習や自動車運転準備講座など、さまざまな社会参加やいきがいに通じる講座の開催、地域活動支援センターでは、創作活動や生産活動、利用者が自由に集い交流することができるサロン活動等を行っています。

障害者スポーツに関しては、高知市障害者スポーツ教室によるカヌー体験や高知県立障害者スポーツセンターで開催されている各種スポーツ教室への参加等、スポーツ施設の利用は障害種別にかかわらず広がってきています。

【今後の方向性】

- 各種サービスや各種助成等により外出の促進を図ります。また、障害のある人が希望に応じたスポーツや文化活動に参加することで自己実現やいきがいきづくりにつながるよう参加しやすい環境づくりに努めます。
- 「オーテピア高知声と点字の図書館」では、視覚障害、高齢、病気、その他の障害等で活字図書の利用が困難な人のために、点字図書、録音図書、マルチメディアデージー図書などの障害のある人が読めるように配慮された図書の提供や対面音訳サービス等、読書や情報へのアクセスに障害のある人の読書・情報環境の充実を図り、生涯学習や社会参加の促進など、いきがいきづくりに取り組みます。

【事業等】

- 移動支援事業/社会参加促進事業/地域活動支援センター事業(障がい福祉課)
- 障害者スポーツ教室の開催(スポーツ振興課・高知県障害者スポーツセンターとの共催)
- スポーツ施設整備事業, スポーツ施設使用料の減免(スポーツ振興課)
- 点字図書, 録音図書, マルチメディアデージー図書等の製作・貸出, 読書が困難な人への読書・情報支援, 点訳・音訳ボランティア等の養成(声と点字の図書館)

【指標・目標】

指標名	現状	目標
地域活動支援センター数	7か所	7か所
障害者 IT 講習会年間開催回数	14 回	14 回



3-5 権利擁護の推進

【現状と課題】

本市の障害者虐待の相談件数は減少傾向にあるものの、潜在的なリスクを踏まえ、本人の生きがいと養護者の介護負担を軽減する両面から支援が必要です。

障害等によって判断能力が不十分な状態で発生する様々な課題や権利侵害を未然に防ぎ、社会的自立を支援するなど、意思決定の支援を行う「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」があります。今後も障害の重度化・高齢化に伴い、利用の増加が見込まれます。

その成年後見制度については、制度に関する周知が十分でない等の課題があり、今後市町村で「成年後見制度利用促進計画」を策定し、中核機関を設置することとされています。

【今後の方向性】

- 障害者虐待の予防、早期発見及び支援を行うよう、障害者虐待防止センターの運営を継続します。
- 障害福祉サービス等事業所に対し、実地指導等を通じて、当該事業所等の虐待防止に係る取組状況の確認や啓発等に努めます。
- 高齢部門と連携し、成年後見制度利用促進計画の策定及び中核機関を設置します。

【事業等】

- 障害者虐待防止センター（障がい福祉課）
- 指定障害福祉サービス事業者等に係る実地指導（指導監査課）
- 成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課・健康増進課）
- 高知市成年後見サポートセンター／日常生活自立支援事業（高知市社会福祉協議会）

【指標・目標】

指標名	現状	目標
障害者虐待防止センターの設置	あり	あり
権利擁護支援の中核機関の設置	なし	あり

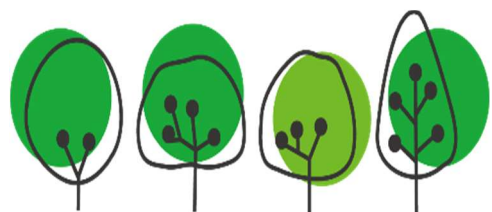


4 多様な雇用と就労の促進

～自己の能力を最大限に発揮し、自立した生活をめざすために～

障害のある人が自立した生活を実現するため、働く場を確保することは重要です。

障害のある人が、個人の能力や適性に応じた就労、また就労が定着するよう就労支援に関わる関係機関と連携した支援体制づくりを検討します。



4-1 適性に応じた就労と職場定着への支援

重点施策

【現状と課題】

本市では、関係機関による就労検討会を立ち上げ、定期的に就労支援事業所が抱える課題を解決できる体制を構築する検討会を開催しています。

市内就労支援事業所向けのアンケート及び報告会では、利用者の成長促進、日常生活面の支援に課題を感じている事業所からの意見が多数あがりました。

就労支援事業所が個人の適性に応じた評価・支援を実施し、サービス等利用計画を作成する指定相談支援事業所や一般就労先の企業、また、日常生活上の援助を行う共同生活援助事業所等が共通の認識を持ち課題解決への支援を行うことが利用者の成長促進、日常生活面への支援にとって重要です。そういった取組が職場定着へつながるものと考えます。

農福連携の取組は、令和元年度に農業と福祉の関係機関による「高知市農福連携研究会」が発足し、仕組みや連携体制について具体的な協議がスタートしています。

【今後の方向性】

- サービス管理責任者や新人職員を対象とした、資質向上のための事例検討会や相談支援検討会との合同の研修会の企画・開催を引き続き行います。
- 生活面の支援に特化した勉強会等を定期的に開催し指定相談支援事業所、共同生活援助事業所、教育機関、就労支援事業所等の関係機関が集まって、職場定着を目指した支援体制づくりを検討します。
- 職場定着を促進するため、就労移行支援等の利用を経て企業等へ雇用された障害のある人に対して、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けた支援を実施する就労定着支援の利用の拡大を図ります。
- 工賃向上に向けた作業展開も引き続き必要となるため、企業等の関係機関との勉強会の開催を通じて作業内容の拡大に取り組めます。
- 農福連携については、「高知市農福連携研究会」を中心に、農業・福祉それぞれのニーズや課題の把握に努めながら体制づくりについて検討し、就農事例を増やす取組を実施します。

【事業等】

- 自立支援協議会・就労検討会（障がい福祉課）
- 訓練等給付（障がい福祉課）
- 高知市農福連携研究会（障がい福祉課）

【指標・目標】

指標名	現状	目標
就労検討会の開催回数	11 回	12 回
農福連携事例累積数 （農福連携研究会把握数）	26 例	50 例



4-2 障害者雇用に関する企業等への理解の促進

【現状と課題】

就労検討会では、障害者雇用の拡大に取り組んでいる企業との勉強会や意見交換会を定期的に行い、障害者雇用の現状や課題について理解の促進を図ってきました。勉強会や意見交換会では、障害のある人を雇用したいと考えているが業務内容の選定の難しさや職場内でのコミュニケーションの不安から雇用に至っていない企業があることが分かりました。

障害者雇用を進めていくためには、障害の種別や程度、障害の特性に応じた対応を理解することが必要です。今後も引き続き、企業との勉強会等を定期開催し、障害者雇用の促進に向けて取組を続けることが必要です。

また、障害のある人が働き続けられるよう、就労後の支援体制の充実を図ることも求められます。

【今後の方向性】

- 企業等と就労支援事業所との事例を通じた研修会を開催し、障害のある人への理解を深め雇用促進につながるよう取り組みます。
- 就労定着支援の利用を通じて、障害特性の理解を促進し、さらに就労後の課題が解決できるよう、支援体制づくりを検討します。

【事業等】

- 自立支援協議会・就労検討会（障がい福祉課）
- 訓練等給付（障がい福祉課）

【指標・目標】

指標名	現状	目標
就労検討会の開催回数【再掲】	11 回	12 回
就労定着支援の支給決定数	12 人	50 人

5 啓発の充実

～ともに理解し、互いに支え合うために～

地域共生社会の実現のためには、市民が互いに理解・尊重し、支えあうことができる地域が求められています。そのために各施策を推進し、障害の理解を深めることができるよう、啓発を行います。



5-1 地域共生社会の理解促進

【現状と課題】

少子高齢化，世帯が抱える課題の多様化・複雑化が進んでいる中，これまでの対象者ごとの支援の仕組みでは課題の解決が困難となっています。

「地域共生社会」の実現に向けては，地域の関係団体・事業者や住民，行政等が「つながる」ことにより協力し，「支える側」「支えられる側」という関係を超え，みんなでみんなを支え合うことが大切であり，地域福祉の推進は欠かせないものです。

だれもが安心して暮らすことのできるまちを実現するためには，「自助」，「共助」，「公助」の3つの“助”を重層的に組み合わせ実践していくことが大切です。

【今後の方向性】

- 地域福祉を推進していくために，社会のあらゆる構成主体が福祉の担い手として，それぞれの役割を果たしていく中で，福祉について考え，理解を深めるための学習の機会づくりに取り組みます。
- 地域福祉活動への関心を高めるために，困っている人がいたら『ほおっちょけん』の気持ちと，困ったときには「助けて」と言える『おたがいさま』の住民意識を，様々な機会を活用して啓発を行います。

【事業等】

- 出前講座「地域共生社会～つながりのあるまちをめざして～」(健康福祉総務課⇒高知市社会福祉協議会実施)
- ほおっちょけん学習の実施(高知市社会福祉協議会)

5-2 障害への正しい理解と偏見・差別の解消

【現状と課題】

本市では、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、令和元年に「高知市人権尊重のまちづくり条例」を施行、令和3年に「高知市人権施策推進基本計画」を策定し、あらゆる人権課題の解決に向けて総合的に取り組むこととしています。

国が示した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」では、障害のある子どもとの交流教育をはじめ、教育活動全体を通じて、障害のある人に対する理解、社会的支援や介護・福祉等の課題に関する理解を深める教育を推進していくことが大切としています。

学校教育では、人権教育の一環として年間計画に位置づけた取組が行われており、各学校の実態に合わせ、特別支援学級との交流及び共同学習、障害のある人を講師として招いての体験的な学びや、講演会の実施等を通して、理解を深めています。また、高知県立特別支援学校幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業として、各学校での特別支援学校との交流も行っています。こうした取組を通して、児童生徒の障害者の人権に対する意識の向上が図られていますが、さらに、行動化につながるよう、系統的な年間計画の工夫や、教材の提供等に取り組む必要があります。

平成 28 年に「障害者差別解消法」が施行されたことに伴い、本市では「高知市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定しました。職員が不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供を実践しています。

その他、市民向けの活動として、広報「あかるいまち」や広報啓発誌「こうちノーマライゼーション」の発行及び周知を行い、障害への理解及び啓発を行っています。

【今後の方向性】

- 「高知市人権施策推進基本計画」に基づき、具体的な取組を行います。
- 広報紙やふれあい体験学習、手話の出前講座等のさまざまな機会を通じて、幼少期から障害への正しい理解を進めます。
- 特別支援学級や特別支援学校との交流及び共同学習を通じて、発達段階に合わせた障害への理解を深める学習に、系統的に取り組めます。また、児童生徒の、障害者の人権を守るための意識を高め、実践的行動力の育成につながるよう、各校で作成された年間計画のもと、人権学習への外部講師の派遣や教材の収集・提供等に取り組めます。
- 本市で養成したピアサポーター等の精神障害当事者が、学校へ出向いて体験談を話す等啓発の機会を増やしたり、精神障害当事者が社会活動に参加しやすい環境をつくることで、市民が精神障害について正しく理解することを進めます。

【事業等】

- 「高知市人権施策推進基本計画」の推進(人権同和・男女共同参画課)
- 地区人権啓発推進委員会の活動への支援(人権同和・男女共同参画課)
- ふれあい体験学習(障がい福祉課)
- 手話の出前講座(障がい福祉課)
- 障害や障害のある子ども(人)に対する理解を深める教育の推進(人権・こども支援課・教育研究所)

【指標・目標】

指標名	現状	目標
ふれあい体験学習開催回数	143 回	150 回
手話の出前講座開催回数	7回	10 回

5-3 成人の発達障害のある人への理解と支援促進

【現状と課題】

発達障害のある人への体制としては、保健所や障害者相談センター、発達障害者就労支援センター（地域活動支援センターⅡ型）等の場で個別の状態に合わせた相談支援や障害福祉サービスの利用につなげていますが、対人関係等の困難さ、就労、二次障害や周囲の十分な理解が得られていないなどの課題があります。

これらの課題に対し、発達障害のある人が適切な理解と支援のもと、社会生活を営むことができる環境を整備していくことが必要と考えます。

【今後の方向性】

- 当事者・関係者が参画した発達障害者支援検討会において、課題を把握・整理し、解決のためのネットワークを構築します。

【事業等】

- 発達障害者支援検討会（障がい福祉課）
- 基幹相談支援センター/障害者相談センター（障がい福祉課）
- 精神保健福祉相談（健康増進課）
- 地域活動センター機能強化事業（障がい福祉課）

【指標・目標】

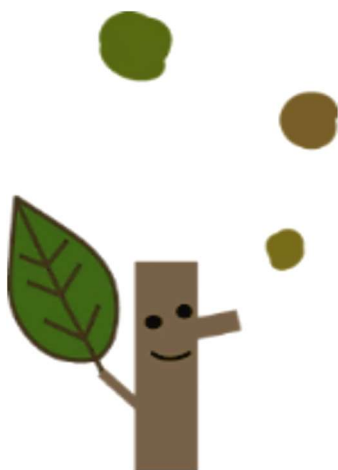
指標名	現状	目標
発達障害者支援検討会年間開催回数	開催なし	3回



6 生活・社会環境の充実と安心安全のしくみづくり

～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるために～

障害のある人の活動範囲を広げ、社会参加を促進するために、生活環境や社会環境のバリアフリー化を進める必要があります。一方、大規模な災害への備えや新型コロナウイルス感染症への対応も重要であり、障害のある人や市民が主体的に活動できるよう、施策を実施します。



6-1 住居、交通、まちづくり、情報に関するバリアフリーの推進

〔住居、交通、まちづくり〕

【現状と課題】

本市では、日常生活で介護を必要とする身体障害児者が、自宅を改造する場合に費用の一部を助成する制度や、車いす世帯向けの市営住宅を建設しています。また、平成29年4月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正され、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度（住宅セーフティネット制度）が始まりました。

交通に関して、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法 平成12年施行）」に基づき、平成15年4月に高知市交通バリアフリー基本構想を策定しています。

また、平成16年度に策定した高知市交通バリアフリー道路特定事業計画では、令和2年度末までの整備進捗率が97.3%と一定の成果が得られています。具体的には、主に視覚障害者誘導用ブロック（視覚障害者誘導シート）の貼り付けや歩道整備等を行っています。

一定の要件を満たす公共的施設（特定施設）について、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」（以下「ひとまち条例」という。）に基づき、配慮が必要と想定される場所ごとに整備内容を審査し、誰もが安全かつ快適に利用することができるよう指導及び助言を行っています

公園整備については、平成25年に「高知市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を策定し、700以上の公園のうち、令和元年度末時点で66公園、70か所のトイレのバリアフリー化を行い、通路の拡幅やスロープの設置等にも取り組んでいます。

【今後の方向性】

- 障害のある人が在宅生活を長く続けられるよう、引き続き住環境の整備を進めます。また、高知県居住支援協議会と連携し住宅セーフティネット制度の運用を円滑にし、障害者が入居できる民間賃貸住宅を拡大します。

- バリアフリー新法※では、基本構想を策定できることとなっていますが、旧法に基づく高知市交通バリアフリー道路特定事業計画による道路整備を優先的に進めていく必要があり、新法に基づく基本構想については、整備状況を見ながら検討します。高知市交通バリアフリー道路特定事業計画の早期完了に向けて、今後も地元調整や予算確保に努め、快適かつ安全な移動が確保できるよう進めます。
- 人にやさしいまちづくりについて、特定施設の整備が適正に行われるよう、今後は、事業者への条例の主旨の周知や計画段階での事前協議を行う等の普及・啓発に努めます。
- 公園整備については、国土交通省が創設した「公園施設長寿命化整備事業」等を活用して、計画策定の調査等で改善が必要と判断された施設について、順次バリアフリー化を前提とした改修工事を実施します。

【事業等】

- 公営住宅制度(特定目的住宅)(住宅政策課)
- 住宅改造助成事業(障がい福祉課)
- 住宅セーフティネット制度(住宅政策課)
- 高知市交通バリアフリー基本構想(都市計画課)
- 高知市交通バリアフリー道路特定事業(道路整備課)
- 街路整備事業(道路整備課)
- ひとまち条例に基づく審査(障がい福祉課)
- 公園施設長寿命化整備事業(みどり課)
- 沖田公園整備事業(みどり課)
- 公園遊園整備改良事業(みどり課)

【情報】

【現状と課題】

情報を入手することが困難な方が、必要な時に必要な情報を得ることができるよう手話通訳者※の派遣や磁気テープ※の貸し出し、補装具※や日常生活用具の給付等を行っています。手話通訳者の派遣については、利用者のニーズを踏まえ、派遣内容の見直しを検討し、磁気テープ貸出は聴覚障害者で補聴器を装着されている人に対してのバリアフリーの充実の一つとなっています。

日常生活用具及び補装具では、情報・意思疎通支援用具の一部の品目について給付内容を改定し、利用者のニーズに合わせたものとなりました。

広報活動については、市が発行している広報紙「あかるいまち」や議会広報紙「市議会だより」について、録音広報（テープ版・デージー版※）や点字広報の作成、本市ホームページへの HTML 版※の掲載をしており、情報取得のより多くの選択肢を提供しています。また、希望者に対して、広報の一部をメール配信しています。

IT 推進講習事業は、令和元年度は 14 回実施し、54 名の方が参加しています。受講後は仕事やサークル、地域活動等に役立てたりする等の社会参加につながっています。

オーテピア高知声と点字の図書館では、視覚障害、高齢、病気、その他の障害等で書籍等の活字情報の利用が困難な人のために、点字図書、録音図書、マルチメディアデージー図書など、障害のある人が読めるように配慮された図書の提供や対面音訳サービス等の読書・情報支援を行っています。

【今後の方向性】

- 社会情勢の変化に伴い、障害のある人の情報入手の手段も大きく変化しており、それらの動向に注視しながら、既存の事業の充実を図り、情報取得のより広い選択肢を提供することができるよう努めます。

【事業等】

- 手話通訳者関連事業(障がい福祉課)
- 日常生活用具及び補装具の給付(障がい福祉課)
- 磁気ループの貸し出し(障がい福祉課)
- IT 推進講習事業(障がい福祉課)
- 点字広報・録音広報等の発行(広聴広報課・議事調査課)
- 読書・情報支援(声と点字の図書館)



6-2 災害時の支援体制の構築

【現状と課題】

大規模な災害時には、行政による早期の個別対応が困難な場合も想定され、避難行動要支援者※が速やかに避難できるためには、近所同士で声を掛け合い、互いに助け合いながら避難を行う地域の力が必要不可欠です。そのため、地域の自主防災組織等で事前に避難行動要支援者を把握し、発災時に適切な支援を行うことが重要です。

本市の自主防災組織結成率・数は、令和2年9月1日現在 96.0%(カバー率※)、821 組織(157,580 世帯)となっています。自主防災組織の活動継続・育成強化に向け、平成 26 年度末に自主防災組織連絡協議会を設立するとともに、自主防災組織結成率 100%を目指しています。

単身高齢者世帯及び身体障害者に対する消防局職員及び女性消防団員※による防災訪問※は、各種災害による避難及び通報能力の有無等を確認する上で大きな成果を得ています。今後は、対象者の増加が予測され、対象の絞り込みも課題です。

平成 26 年 12 月には、取組の全体像を示す「高知市避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画)」を策定するとともに、身体障害者手帳1・2級(総合等級)や療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人等を対象に名簿を作成しました。小学校区単位の自主防災組織連合会を中心に名簿提供を順次行い、名簿を活用した個別計画の作成や防災訓練を実施しています。また、令和2年度には個別計画の作成を円滑に進めていくために、沿岸地域を中心としたモデル地区における介護・福祉事業所と連携した新たな取組を進めるなど、今後さらに災害時における避難支援や安否確認等を円滑に行うことのできる体制の構築が必要です。

平成 28 年度には、「高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル」が策定され、本市でも在宅人工呼吸器装着のうち 24 時間呼吸器使用が必要な方の「災害時個別支援計画」の作成を関係課の担当者を中心に作成しています。今後も継続して実施し、定期的な見直しを行っていく必要があります。また、平成 29 年度から日常生活用具給付事業の対象品目として、在宅人工呼吸器用発

電機を追加し、在宅で常時人工呼吸器を使用する方を対象に給付を行っています。

津波から人命を守るための緊急避難場所として、津波避難ビル等を整備しています。また、大規模な災害発生時において、一般の避難所での生活が困難な要配慮者※を受け入れるための一時的な避難所として福祉避難所※があります。

この福祉避難所については、令和2年 10 月1日現在、本市所管施設、老人ホーム等 40 か所を指定しましたが、さらなる施設の確保とともに施設ごとの運営体制の構築も重要です。

【今後の方向性】

- 自主防災組織連絡協議会による各地区の情報交換や活動の連携、協力体制の構築を目指します。
- 避難行動要支援者対策事業では、沿岸地区を中心としたモデル地区のノウハウも活かしながら、地域と行政が介護・福祉事業所との連携を図り、協働して事業を進めます。
- 福祉避難所及び津波避難ビル等については、引き続き、社会福祉施設や民間施設等との協議を進め、協定等により確保するよう努めます。また、福祉避難所は、支援者の確保や支援体制の確立、物資の備蓄等について整備を進めるとともに、一般避難所への要配慮者用スペース設置に向けた方策を検討します。

【事業等】

- 自主防災組織育成強化事業（地域防災推進課）
- 津波防災対策事業（地域防災推進課）
- 避難行動要支援者対策事業（地域防災推進課）
- 福祉避難所整備事業費補助金（健康福祉総務課）
- 単身高齢者世帯等防災訪問（消防局予防課）

6-3 新型コロナウイルス等感染症対策

【現状と課題】

新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月に国内で初めての患者が発生し、社会経済活動全般に大きな影響を及ぼしています。また、本市においても社会福祉施設でクラスターが発生しました。障害のある人の中には基礎疾患を有している方もおり、感染拡大防止と社会活動の両立を図るスタイルを確立していかなければなりません。

令和2年度には障害福祉サービス等事業所への衛生用品確保に対する支援などを行いました。引き続き感染症対策に取り組む必要があります。

【今後の方向性】

- 障害福祉サービス等事業所の感染予防対策への物的・質的な支援を行い、サービスの提供体制の維持を図ります。
- 社会福祉施設の職員が感染症予防に関する知識や技術を習得し、集団発生を予防することができるとともに、発生後早期に対策をとることにより感染拡大を最小限にできるよう啓発を行います。
- 社会福祉施設において新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の相互支援ネットワークが高知県において構築されており、本市はその連絡調整や事業所支援を実施します。

【事業等】

- ・衛生用品の備蓄（障がい福祉課）
- ・感染症対策研修会（地域保健課）

【指標・目標】

指標名	現状	目標
社会福祉施設感染症対策研修会	未実施	実施

